第

36

回全国大会(

集会形式)を中

<u>ı</u>

参加する会員の感染防

止から自粛することに

自由同和会中央本部機関紙 URL:http://jiyuudouwakai.jp E-mail:liberal@jiyuudouwakai.jp

第2375

行 所 自由同和会中央本部 発 ₹ 102 東京都千代田区 -0093 平河町 2-3-2 TEL 03-5275-3641 FAX 03-5275-3642

平河 秀樹 編集発行人

行 日 年 4 回 (6・9・12・3 月) 1部 500 円 (送料別) 定 年間 2,000 円 (送料込)

三菱東京UFJ銀行麹町中央支店 (普) 0366528

座 名 自由同和会中央本部事務局 平河秀樹

併せて、会則で規定する「特別な事情を有する場合には、理事会を大会に替えることができる」を活用して、理事会を大会に替えることや全国大会での議案について、都府県本部を通じて中央本部理事全員に議案書を配布して、書表決で議決した。 中央本部では、第36回の全国大会を5月28日午後2時から、自由会を5月28日午後2時から、自由民主党本部87大ホールに於いて、集年の第35回全国大会に続いて、集年の第35回全国大会に続いて、集年の第35回全国大会に続いて、集合が式での全国大会に追索の事前審全国大会での提出議案の事前審全国大会での提出議案の事前審全国大会での提出議案の事前審全国大会での提出議案の事前審全国大会での提出議案の事前審全国大会に替えることができる」を活用して、理事会を大会にある」を活用して、理事会を大会にある」を活用して、理事会を大会に対して大会に替えることができる」を表示して、第36回の全国大会に対して、理事会を大会に対して、理事会を大会に対して、第36回の全国大会に対して、理事会を大会に対して、理事会を大会に対して、対した。

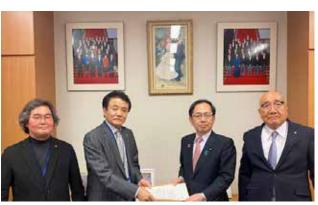
第36回全国大会議案

告について
安議案
令和2年度事業報告 に副領 動方針 0 案

を承認した。

文書表決の結果、

すべての議



公明党の竹内ゆずる・政務調査会長と懇談

山平上川自 口河田上由 同 勝秀兵・古高寺・古高寺・古 ・中央本部の出席者 部部等等

竹内 • ・公明党政調会長に陥・自民党幹事長を |調会長に要望

政お金 務いこ

中央本部では4月9日(4 中央本部では4月9日(4 中央本部では4月9日(4 で、公明党の竹内ゆずる・本 時・幹事長と懇談を行った。 調査会長と懇談を行った。 は、衆議院第2議員会館においては、 は、衆議院第2議員会館においては、 は、衆議院第2議員会館においては、 は、衆議院第2議員会館においずれも、「新たな」 された。 な階本と後部 同

「新たな人権救済 いて」を要望した。

今号の内容

全国大会関係

自民党・二階幹事長

公明党・竹内政調会長との懇談 … 1P

令和3年度運動方針(その1) ···2P ~ 7P

灘本昌久さんの新連載 7 話 ……8P

災害に強い知 一強靭化を

自民党の二階俊博・幹事長と懇談

令和3年度運動方針

はじめに

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出され、感染予防として「三つの密」を避け、不要不急の外出の自粛が要請されたことで、理事会等の各種会議や毎年5月に自由民主党本部で開催している全国大会(第35回)を中止した。

緊急事態宣言は5月25日に解除されたが、終息には至らず感染が続いていることで、毎年11月に開催している定期中央省庁要請行動と自由民主党本部において開催している幹部研修会も中止した。

今回の幹部研修会は、ソーシャルディスタンスを考慮して、いつもの 901 会議室ではなく、約 500 名の定員の大ホールに 150 名の参加者での開催を予定していたが、参加する会員の方々の健康を優先することにした。

新型コロナウイルスに翻弄された昨年であったが、新型コロナウイルスに立ち向かっている医療従事者等や新型コロナウイルスに感染した人に、差別的な言葉を投げつけたり、排除するような事態が全国で発生した。

新型コロナウイルスに感染した人も感染したくて感染したわけでもなく、まして、新型コロナウイルスに立ち向かっている医療従事者等には感謝しかなく、差別の対象にするなどとんでもないことで、怒りしか沸いてこない。

政府もこのような事態を放置することはできないとして、令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正し、

- 1. 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 2. 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 3. 前2号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

以上の3項目を加え、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うとした。

感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受ける ことがなきよう、国及び地方公共団へ積極的に啓発活動を行うよう要請していく。

この間、「部落差別解消法」、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「いじめ防止法」「男女共同参画基本法」「ヘイトスピーチ解消法」等々の個別法が制定されているが、被害者の救済措置が十分ではないことから、「人権擁護法案」を合意形成ができる内容に大胆に見直し、成立を求め続ける。

「障害者差別解消法」は平成25年6月に制定され、同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年の2月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成28年4月から施行されたが、今後はこれらに基づく各省

庁の各種施策の実施状況を注視していく。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、「職員対応要領」の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は大幅に遅れていることから、この「協議会」が早期に設置されるよう市区町村に求めていく。

障害者の雇用については、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務付けられたことで法定雇用率は、国と都道府県は2.3%から2.5%、教育委員会は2.2%から2.4%になったが、本年の3月からは国と都道府県は2.5%から2.6%に、都道府県の教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられた。平成30年に発覚した国や地方公共団体などが障害者の定義を拡大解釈して水増し雇用を、早期に改善を図り雇用を促進した結果、令和2年6月時点での国の雇用は前年の7,577.0人から9,336.0人で、前年の2.31%から2.83%に、都道府県では前年の9,033.0人から9,699.5人で、前年の2.61%から2.73%に、市町村では前年の2万8,978.0人から3万1,424.0人で、前年の2.41%から2.41%に、教育委員会では前年の1万3,477.5人から1万4,956.0人で、2.05%に改善されたが、非常勤が多いので常勤雇用を増やすよう国や地方公共団体に求めていく。

民間企業でも、本年 3 月 1 日から法定雇用率 $(2.2\% \rightarrow 2.3\%$ 、対象企業を従業員数 45.5 人以上から 43.5 人以上に拡大)が引き上げられた。令和 2 年 6 月 1 日時点での雇用数や実雇用率 (2.15%) も過去最高を更新で、雇用障害者全体では 57 万 8,292.0 人 (その内訳、身体障害者は対前年比 0.5% 増の 356,069.0 人、知的障害者は 4.5% 増の 134,207.0 人、精神障害者は 12.7% 増の 88,016.0 人)で対前年 3.2% の 1 万 7,683.5 人の増になっているが、法定雇用率の達成企業の割合は 0.6% 増の 48.6% だが、半数以上の企業が達成していないので未達成企業に雇用の促進を強力に求めていく。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成25年6月に改正し、この改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成27年3月に策定している。

この指針も平成28年4月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

更に、平成30年に発覚した障害者の定義の拡大解釈による国や地方公共団体の水増し雇用の反省から、令和元年にも「障害者の雇用の促進等に関する法律」は改正され、国及び地方公共団体での一層の雇用の促進と「障害者活躍推進計画作成指針」の策定とこの指針に即した「障害者活躍推進計画」の作成並びに「障

害者雇用推進者」と「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けたので、「障害者活躍推進計画」に基づく取り組みの実施状況を注視する。

ノーマライゼーション(共生社会)の観点からのインクルーシブ教育(特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する)システムの推進として、都道府県が特別支援学校における自立活動の充実を図るため、外部専門家として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が348人、医療的ケアのための看護師は2,100人→2,400人)の配置、また、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備(1,919百万円→2,352百万円)、学校における交流及び共同学習を通じて障害者を理解するため、「心のバリアフリーノート」(小学生用、中高生徒用)を活用して、心のバリアフリーを促進するなど、「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、更なる予算の拡充を文部科学省に求めていく。なお、重度障害児が地元の小学校への通学を希望していたが、本人や家族の意向を無視し、特別支援校への就学を決めた川崎市と神奈川県を訴えた裁判の判決が

を無視し、特別支援校への就学を決めた川崎市と神奈川県を訴えた裁判の判決が令和2年の3月18日にあり、この地元の小学校への通学を求めた訴訟は請求を棄却されたが、多摩川を挟んだ対岸の東京都世田谷区教育委員会は、地域の小学校への通学を受け入れた。

この判決からインクルーシブ教育の後退も予想されることから、どの程度の障害 児までが一般校に通学できるのかを検討したい。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障害者福祉施設の従事者及び障害者を雇用する事業主としており、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・捜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な事件が続いたことから、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の改正案が令和元年6月19日に成立した。

この改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化等が図られ、しつけとして体罰を容認する風潮がある親権者等による体罰の禁止が明記された。

令和2年の2月にまとめられた指針「体罰等によらない子育てのために」~みんなで育児を支える社会に~では、

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、ほほを叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた

- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

以上の6項目の例も体罰に挙げ、虐待の定義として、身体的虐待、性的虐待、 ネグレクト、心理的虐待としている。

これら体罰や虐待を発見した場合には、通告義務があることから、速やかに都 道府県の設置する福祉事務所か児童相談所に通告し、体罰や虐待の防止に努める とともに、私どもも体罰等によらない子育てに努める。

なお、令和2年に児童相談所が児童虐待として対応した件数は19万7,836人(速 報値、対前年比 6% 増)で最高になっている。

体罰の根拠とされる民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内で その子を懲戒することができる」との条文も2年を目途として見直すことも付記 された。

なお、令和2年の1年間に全国の警察が摘発した虐待事件は2,133件(前年比 8.2% 増、その内無理心中を含め死亡した子どもは前年より7人増の61人)で、 被害を受けた子どもは 2,172 人(前年比 9.1% 増)になり、前年より警察から児童 相談所に虐待を受けた疑いがあるとして通告された18歳未満の子供は10万6,991 人(前年比 8.9% 増)と最高を記録している。

学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が 制定され、いじめの定義の拡大やいじめ問題への対応が明確化されてきたが、未 だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のため の基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイド ライン」が策定された。

基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性 的指向・性自認 (LGBT) に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等 については特に配慮が必要と明記され、インターネット上のいじめが重大な人権 侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる 取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が3か月以上 継続しているとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基 本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平 成26年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)が策定さ れた後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているに もかかわらず、「法」、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないな どの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して 大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を 策定したとしているので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、 各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検と、スクー ルカウンセラーの全公立小中学校 27,500 校への設置、24 時間通話料無料の子供 SOS ダイヤル (補助率 1/3)、SNS を活用した相談体制の整備に対する支援(補助 率 1/3)、不登校児童生徒に対する支援推進事業(補助率 1/3)、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進(補助率 1/3)、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する、スクールソーシャルワーカーのすべての中学校区への設置(10,000 中学校区)、いじめ・不登校対策のための重点配置(1,000校)、貧困対策のための重点配置(1,400校)・虐待対策のための重点配置(1,200校)、教育支援センターの機能強化(250箇所)、スーパーバイザーの配置(90人)がされるが、今後役割に期待が持てるスクールロイヤーは、一部の地方公共団体で取り入られ、文部科学省も全国に300名を配置するとしていたが、予算措置がないことから、設置を文部科学省に求めていく。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小・中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、させない、見逃さない」ことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するよう求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認 (LGB-T) に係る児童生徒については、既に、 平成 27 年 4 月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等 について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現 場の教職員からより指導し易いものをとの要望を受け、平成 28 年 4 月に教員向け として「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな 対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況 や問題点等を確認する。

一方、女性の人権については、平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めていく。(令和2年11月1日現在、全国296施設で、その内市町村が設置する施設は123施設)

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和元年度は 11 万9,276 件で、令和 2 年に警察が対応したものでも 8 万 2,643 件で前年度より 436件(前年比 0.5%増)増えており、加害者への指導や警告も前年より 1,628 件増の5 万 7,147 件になっているが、検挙件数は前年より減少し、388 件減の 8,702 件になっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成26年の2,576件をピークに令和2年では前年の1,663件よりやや減

少し1,460件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用 して被害を防いでいく。

なお、「ストーカー規制法」による相談件数は、平成29年の2万3,079件をピークとして、令和2年では2万189件で、前年より723件減少しているが、つきまといなどを禁止する禁止命令は前年より168件増の1,543件になり、985件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めていく。

今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター(一時避難所)が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

また、民間シェルターは、全国で124運営団体(令和2年11月1日現在)があるが、いずれも財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、地方公共団体へより一層の財政支援を求めていく。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員301人以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成28年の4月1日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けるものであったが、令和元年5月29日に改正案が成立したことで、これまでの従業員301人以上の企業が義務であった行動計画の策定が、令和4年4月からは101人以上も義務になるので、対象企業に行動計画の策定を求めていく。

「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント(性的言動)は防止の措置を講じることになっているが、平成28年3月に「均等法」が改正され、マタニティーハラスメント(出産・妊娠)も平成29年1月からは防止の措置を講じなければならなくなったが、令和元年5月29日には「女性活躍推進法」と「労働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、パワハラ(上司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること)も防止の措置を講じることになり、相談窓口の設置も求められることから、その設置を要請していく。(301人以上の企業は令和2年6月1日施行、101人以上の企業は令和4年4月1日施行)

また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 が平成30年の5月に成立しているので、政党に女性の候補を増やすよう求め ていく。

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。

新しい部落史⑦

「解放令」一五〇年を考える

灘本 昌久

最大にして最重要なエピソードであ ると、水平社の創立は、エピソード 年は、全国水平社創立一〇〇年記念 から、今日まで約一○○○年が経過はじめとする中世賤民が姿を現して ちょっと脱線する。来たる二〇二一 治期の部落改善運動や大正期の水平 性とは、比較にならない。この解放 ると言ってもいいが、解放令の重要 の域を出るものではない。もちろん、 の年であるが、部落史全体から考え 大きな節目がこの解放令である。来 しているが、その歴史の中で、最も ものである。この連載で書いてきた しなさい」という意味の簡単明瞭な れからは身分・職業とも平民同様に 非人などの名称は廃止するので、こ 字数でたったの二七文字で、「穢多・ という大変短い布告である。もとの 今身分職業共平民同様たるべき事」 八月二八日に出された太政官布告 年八月二八日は、「解放令」が出て、 元になった「清目」や「河原者」を ように、平安時代の末に穢多身分の で、「穢多非人の称廃され候条、自 一五〇年目の節目にあたるので、 解放令とは、明治四年(一八七一) き起こしてきたのだが、ここで この連 解放令について、述べておく。 はじめてそのあとの明 部落の起源 から話を 今

> の空文にしか過ぎず、穢多身分の時部落に対する何らの補償もない一片 を開いたと。 代の特権まで奪って、 ある。つまり、明治四年の解放令は、 が、「解放令=空手形」論の一色で 部落史の入門書、それに教科書まで らず、現在流通している部落問題や すっきりしたもんである。にも関わ 宣言で良かったのである。「穢多非 違いない。その点、単刀直入な解放 はっきりしない解放への道だったに 解放だったら、 …」とか、「国家に功績 ん税金を納めたものから順し、解放令が中途半端な、 人は昨日まで。 順番に」みたいな、 今日からは、平民!」 もっとグズグズの 貧困化への道 な、「たくさ のあったも 番に解放

風満帆であった。

風満帆であった。

極かに、明治に入ってからしばら
の、部落の経済状況は、おおむね順
が、それは明治十四年の「松方デ
だが、それは明治十四年の「松方デ
だが、それは明治十四年の「松方デ
だが、それは明治十四年の「松方デ

糾弾運動も、解放令を後ろ盾にしてり話なのであり、全国水平社の差別令=空手形論」は、はるか後年の作を不幸にした、というような「解放

の空文に過ぎず、かえって部落大衆

いたのが本当のところであった(詳

た、武士への給与支払いを廃止した ないである。戊辰戦争で江戸幕府を はそのまま残っている。そこで、武 はそのまま残っている。そこで、武 はそのまま残っている。そこで、武 はそのまま残っている。そこが、解放令の一月前に断行された「廃 が、解放令の出された頃、明治政府が

> ていなかっただろう。解放令は一片 ちも、部落大衆自身も、まったく思っ らないとは、当時の明治政府の人た 業が好調を続けている部落にたいし 威をはねのける。こうした、綱渡り させて国防を充実させ植民地化の脅 武士の社会を終わらせて四民平等の 盛を首領とする西南戦争へと至る。 そして、ついには明治十年、西郷隆 ちこちで武装蜂起に立ち上がった。 それに反発した不平士族たちは、あ て、何か経済的支援をしなければな 真っ最中に、江戸時代からの地場産 のような明治革命を推進している 近代国家を作る、しかも産業を発展 が、明治六年からの「秩禄処分」(当

の天皇制は無用」を参照されたい)。 反天皇制は無用」を参照されたい)。 では、当時の部落大衆が思っても 見なかった「解放令=空手形論」が、 見なかった「解放令=空手形論」が、 見なかった「解放令=空手形論」が、

空手形論」は、穢多身分が江戸幕府が良かったからである。「解放令=が、同和事業を推進するのに、都合ひとつは、「解放令=空手形論」

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

の中で、 年以来の社会主義崩壊後、 ら空文としかとらえないのである。 過小評価する傾向が強かった。よっ クス主義的、左翼的であるだけでな 夜に至ったと理解されるだろう。 現在のような部落差別完全撤廃の前 分制が捨て去られ、長い努力の末に、 はじめて、明治維新という近代革命 論も消えていくに違いない。そして そして、その中で、解放令=空手形 全面的に書き変えられるであろう。 しかし、そうした考え方も一九八九 て、当然、「解放令」など、はなか の流れをくんで、明治維新を極度に である。単に階級闘争主義的、マル いは支配し、牛耳ってきた)人々の 研究の世界をリードしてきた(ある を批判して登場し、長く日本の歴史 派というのは、戦争中の「皇国史観 ということである。「戦後歴史学」 は戦後歴史学と表裏一体に作られた れ流通している部落解放理論が、 (日本の歴史を天皇中心に解釈する) 一途であり、まもなく部落史も、 もうひとつの理由 戦前の「講座派」(=共産党系) 解放令」によって古い身 は、 現在信じら 今や凋落 実

(続く)